

## 防火区画貫通部に関する国土交通大臣認定の不適合施工と対応について

平成25年2月8日  
住宅局建築指導課

## 1. 概要

- ・東京都内のオフィスビル等4件において、(株)ヴェインシステムズ(本社:東京都)の施工した配管スペース内の防火区画貫通部<sup>※1</sup>が、国土交通大臣認定<sup>※2</sup>の仕様と異なる仕様で施工され、建築基準法違反であることが判明しました。また、同社から同様の疑いのある物件が他に166件<sup>※3</sup>あるとの報告を受けました。当該物件については、関係特定行政庁へ情報提供し調査を依頼しました。

※1:一定の建築物については、建築物内の火災拡大を防止することを目的として、建築物の内部を耐火構造等の壁、床等で区画(防火区画)することが求められており、その防火区画を配電管等が貫通する場合、その貫通のために防火区画の実効性が損なわれないよう貫通部に一定の防火上の措置を求めている。

※2:大臣認定番号:PS060FL-0230(認定申請者:(株)ジャステック(本社:名古屋市))

※3:大臣認定番号:PS060FL-0230の他、類似の仕様であるPS060FL-0243(認定申請者:(株)ジャステック)のものを含む。

## 2. 内容

- ・国土交通省は、特定行政庁(東京都)から、東京都内のオフィスビル等4件で、(株)ヴェインシステムズが施工した配管スペース内の防火区画貫通部の一部の隙間において耐熱シール材の充填が不足するなど、国土交通大臣の認定を受けた仕様に不適合(別紙参照)で建築基準法違反が確認されたとの報告を受け、当該建築物について改修などの是正措置を講じるよう東京都を通じて指示しました。
- ・同様の疑いのあると同社が報告した建築物が他に166件<sup>※4</sup>あり、2月8日付けで、関係特定行政庁へ情報提供し、調査を依頼しました。国土交通省は、これらの案件についても、特定行政庁で違反が確認されれば、早急に改修などの是正指導を行うように特定行政庁に依頼しました。

※4:166件の内訳(都道府県別)は、東京都が125件で最も多く、次いで神奈川県13件、千葉県11件、茨城県9件、埼玉県8件。

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局建築指導課

企画専門官 小野田 吉純 (内線39564)

係長 岩瀬 基彦 (内線39525)

TEL 03-5253-8111(代表)、03-5253-8933(夜間直通)、FAX 03-5253-1630